

世界の特許訴訟で戦う中国企業の最近の動向

～平和は戦いによって作られる～

遠藤 誠¹

I はじめに

近年、中国企業の「グローバル化」が加速し、海外進出が拡大するに伴い、海外で知的財産権紛争に遭遇する潜在的なリスクが急速に高まっている。実際、中国企業が国際的な特許訴訟の当事者となっている紛争事件が多発している。とくに無線通信分野における標準必須特許（Standard-Essential Patent, SEP）に関連する訴訟が多いが、それ以外の技術分野の訴訟もある。相手方当事者は外国企業の場合もあれば、中国企業の場合もある。また、外国の裁判所で争われている訴訟もあれば、中国の法院で争われている訴訟もある。中国の法院における知的財産権訴訟の動向については、筆者が出演したテレビ番組の YouTube 動画を参照されたい²。

中国企業が当事者となっている最近の特許訴訟の例としては、表 1 のものがある。

表 1：中国企業が当事者となっている最近の特許訴訟の例

原告・被告	管轄裁判所	事案の概要	結果・状況
HUAWEI v. Stellantis	マンハイム地方裁判所、ミュンヘン地方裁判所（ドイツ）	カーナビ・ソフトウェア更新機能に関する特許を侵害したとして提訴	現在審理中
HUAWEI v. Netgear	デュッセルドルフ地方裁判所（ドイツ）	Wi-Fi 6 に関する標準必須特許を侵害したとして提訴	現在審理中
HUAWEI v. Amazon	ミュンヘン地方裁判所、デュッセルドルフ地方裁判所、マン	Echo スピーカーと Kindle に使われている 4 つの WLAN 特許を侵害	現在審理中

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² BS テレ東「日経ニュース プラス 9」（「知財訴訟を仕掛ける中国 狙われる日本」、2022 年 10 月 5 日放送）

<https://www.youtube.com/watch?v=8WFnSPOFE88>

	ハイム地方裁判所 (ドイツ)	したとして提訴	
HUAWEI v. AVM	ミュンヘン地方裁判所 (ドイツ)	「無線ローカルエリアネットワーク情報伝送方法および装置」、「直交周波数分割多重化フレームフォーマット通信システム及び方法」の特許を侵害したとして提訴	現在審理中
HUAWEI v. Verizon	テキサス州東部・西部地区連邦地方裁判所 (米国)	Verizon は米政府の差止命令により HUAWEI との契約を解除し、特許ライセンス料を支払わなかった。また、光伝送ネットワーク技術の特許を無断で使用したとして提訴	Verizon は賠償金の支払いに同意した後、HUAWEI と Verizon の和解が成立
Nokia v. OPPO, OnePlus	イングランド&ウェールズ高等裁判所 (英国)	Nokia は OPPO らが標準必須特許及び非標準必須特許の両方を侵害したとして提訴	Nokia が勝訴
OPPO v. Nokia	重慶第一中級人民法院 (中国)	OPPO は、Nokia の標準必須特許の「公平で合理的かつ無差別」(Fair, Reasonable And Non-Discriminatory, FRAND) ライセンス料を算定するよう求めて提訴	中国の最高人民法院知的財産権廷は、本訴訟事件の管轄権の有無について最終決定を下し、重慶第一中級人民法院が本訴訟事件の管轄権を有すると判示した。現在審理中
シャープ v. OPPO (反訴も有り)	東京地方裁判所(日本)、ミュンヘン地方裁判所、マンハイム地方裁判所(ドイツ)、台湾知的財産・商事裁判所(台湾)、深圳市中級人民法院(中国)	シャープは OPPO による特許権侵害を主張して提訴。これに対し、OPPO は、シャープの特許権の無効審判を請求するとともに、シャープによる特許権侵害及び FRAND 宣言違反を主張して、反訴	OPPO とシャープは、特許クロスライセンス契約を締結することで合意。契約は、両当事者の端末製品への通信技術標準の実装に必要なグローバル特許ライセンスをカバー。約 2 年

		を提起	間のグローバル特許訴訟が終結
OPPO v. InterDigital	広州市知的財産権法院（中国）	InterDigital が提起した欧州訴訟への対抗策。 OPPO は、InterDigital の標準必須特許の FRAND ライセンス料を算定するよう求めて提訴	現在審理中
OxMobile Technologies GmbH v. Xiaomi	ミュンヘン地方裁判所（ドイツ）	OxMobile は、Xiaomi が、「ランダムアクセスチャネルに基づくハンドオーバーアクセス方法及び装置」の標準必須特許を侵害したとして提訴	現在審理中
上海智臻网络科技有限公司 v. Apple、アップル・コンピュータ貿易（上海）有限公司、アップル貿易（上海）有限公司	上海市第一中級人民法院（中国）	智臻公司是、「チャットボット」に関する特許権を有する。アップルの携帯電話・コンピュータ端末等に搭載されている「Siri」が特許権を侵害していると主張して提訴。	アップルは、当該特許権につき無効審判を請求した。特許復審委員会及び北京市第一中級人民法院は「有効」、北京市高級人民法院は「無効」、最高人民法院は「有効」とした。 侵害訴訟につき、現在審理中（争点：アップルの Siri のサーバーは米国に所在。属地主義を厳格に適用した場合、非侵害とされる可能性あり） ³

II 中国企業の特許・特許訴訟に関する統計データ

世界知的所有権機関（WIPO）が最近発表したグローバル・イノベーション・インデックス報告書⁴によると、「国別のイノベーション指数」は、中国の順位が急上昇しており、2012

³ 日本でも、「ドワンゴ対 FC2 事件」において、同様の論点が争われている。

⁴ https://www.wipo.int/global_innovation_index/en/2022/

年の 34 位から 2022 年の 11 位に、10 年間で大幅に上昇した（ちなみに、日本の 2022 年の順位は 13 位）。

2021 年における中国の出願人による国際特許出願（以下「PCT 出願」という）数は 69,500 件に達し、前年比 0.9%増加し、3 年連続で PCT 出願数が世界第一位となっている。2021 年における PCT 出願人のトップ 20 社のうち、7 社が中国企業である。2021 年における中国から海外へのライセンス料の輸出額は前年比 27.1%増加し、760.2 億元に達している。

他方、2021 年に米国国際貿易委員会が行った「337 条調査」のうち、中国企業（香港、マカオ、台湾を含む）が関与する事件が 50%以上を占め、前年から大幅に増加した。

中国国家知的財産局の「2021 年中国特許調査報告」⁵（16～18 頁、115～117 頁）によると、2021 年に海外で知的財産紛争に直面した中国企業の割合は 3.0%であり、前年(0.8%)より大幅に増加した。

香港・マカオ・台湾の投資企業と外商投資企業が海外で知的財産権紛争に直面する割合は、国内企業より高く、それぞれ 9.3%と 6.3%である。

企業規模が大きいほど、海外で知的財産権紛争に直面する割合が高くなり、大型企業の場合、8.7%を占める。

企業の設立時期から見ると、設立時期が古いほど、海外で知的財産権紛争に直面する企業の割合が高くなる。設立から 20 年を超える企業が海外で知的財産権紛争に直面する割合が最も高く、5.1%を占め、設立後 5 年以下の企業はわずか 0.7%である。

国有ハイテク企業が海外の知的財産権紛争に直面する割合は、非国有ハイテク企業の割合よりも高く、3.7%である。

企業が海外で知的財産権紛争に直面した後、訴訟を提起又は応訴するか否かを検討する際の主な要因は、「知財訴訟の費用」と「知財訴訟の終結までの速さ」に集中しており、その割合は 91.3%と 77.1%である。「企業自身の知的財産権の実力」、「知的財産権の賠償金額」、「企業の財務状況」の割合は、それぞれ 42.5%、40.6%、34.6%である。

Ⅲ 世界の通信業界の技術標準における中国企業の位置付け

中国が 5G 商用ライセンスを発行して 3 周年となる 2022 年 6 月 6 日、国家知的財産権局の知的財産発展研究センターは北京で報告書を発表した。これによると、現在全世界で 21 万件以上の 5G 標準必須特許が宣言され、約 47,000 件の特許ファミリーが関わっているが、そのうち中国は 4 割弱を占める 18,000 件以上の特許ファミリーを宣言、世界第 1 位である。統計によると、世界の 5G 標準必須特許の出願人のうち、HUAWEI が申告した特許ファミリーは 6,583 件で第 1 位、14%を占めた。米国、中国、欧州の 3 つの国・地域の特許出願人が提出した同一ファミリー特許の数でも、HUAWEI が 1 位で、Qualcomm、Samsung、

⁵ https://www.cnipa.gov.cn/module/download/download.jsp?i_ID=176539&colID=88

LG、OPPO と続く⁶。

中国情報通信技術研究院の分析結果によると、無線通信分野では中国を核とした協力ネットワークが形成されており、特許協力は主に無線通信ネットワーク技術を中心に展開されている。無線通信の分野だけでも、数百の国際標準化団体が存在し、膨大な数の技術標準が制定されている。今日、中国通信業界の有力企業は、関連する特許技術の開発・保有、標準策定等において、飛躍的な発展を遂げている。中国企業は、イノベーションのレベルを高めており、単なる「実施者」から、「特許権者」へと役割を変貌させている。

近時、通信業界における特許の影響を受ける市場は、通信業界の枠を超えている。即ち、通信業界だけでなく、自動車、IoT、人工知能、機械学習、新エネルギー等の業界の事業者は、通信分野の特許に関する問題に直面することになる。

IV HUAWEI の特許訴訟の最近の動向と戦略

1 HUAWEI の概要

HUAWEI (中国語では「華為技術有限公司」、英語では「Huawei Technologies Co., Ltd.」) は、1987年に深圳市に設立された世界最大級の通信機器メーカーである。売上高の10%以上を研究開発に投資する等、先端技術開発に積極的な企業としても有名である。

HUAWEI の「2021年版年次報告書」によると、HUAWEI は長期的な研究開発に継続的に投資した結果、現在では、世界最大規模の特許保有者となった。即ち、2021年末までに、HUAWEI は世界で11万件以上の有効な特許を保有しており、中国及び欧州での2021年における特許登録数とともに第1位、米国での2021年における特許登録数は第5位であった。

最近、創業者である任正非は、HUAWEI の社員向けウェブ放送において、特許ライセンス業務に関する報告を行い、「我が社は、知的財産権について一定の発言権を有するようになった。今後は、合理的な価格の基準を構築すべきである。低すぎる特許料を求めると、社会全体のイノベーションが抑制されるので、低すぎる特許料を求めてはいけない」と強調した⁷。

1995年に設立されたHUAWEIの法務部門は、業務によって、法務部門と知的財産部門に分かれている。法務部門は、世界の170以上の国・地域に設置されており、訴訟・仲裁等による紛争解決、会社のグローバル・オペレーションの法的リスクへの対応、各国・地域での法令遵守体制の確立と法務業務の充実化を図っている。知的財産部門は、深圳、北京、上海、南京、西安、米国、カナダ等に設置されており、特許出願、グローバルな特許ファミリ

⁶ http://www.cnipa.gov.cn/art/2022/6/8/art_55_175931.html

⁷ https://www-file.huawei.com/minisite/media/annual_report/annual_report_2021_cn.pdf?version=0401

一の管理、特許ライセンス交渉、特許訴訟、特許資産の活用等の業務を行っている。

2 HUAWEI の最近の特許訴訟

(1) 欧州企業との紛争

最近、HUAWEI は、自動車メーカーStellantis⁸がカーナビ・ソフトウェア更新機能に関する特許を侵害したとして、ドイツのマンハイムとミュンヘンで訴訟を提起した。報道によると、Stellantis は年間 600 万台の車を生産しており、この争いは最大で数億ユーロの損害賠償を伴う可能性がある。

また、HUAWEI はルーターメーカーNetgear に対し、2 つの Wi-Fi 特許を侵害しているとして、デュッセルドルフのドイツ地方裁判所に提訴した。

さらに、HUAWEI はネット関連製品メーカーAVM が WLAN 特許 2 件を侵害しているとして、ミュンヘン地裁に提訴した。現在、AVM はこの訴訟を検討しており、同社の Urban Bastert 氏は「Huawei のこの 2 件の標準必須特許が WLAN 規格で役割を果たしているとは考えていない」と述べた⁹。

HUAWEI は、この他に、ドイツのほとんどの自動車メーカーと交渉を行っており、円満な合意に至ることを期待していると強調している¹⁰。

(2) Amazon との紛争

最近、HUAWEI は、Amazon が Echo スピーカーと Kindle に使われている 4 つの WLAN 特許を侵害しているとして、ミュンヘン、デュッセルドルフ、マンハイムのドイツ地方裁判所に提訴した。これに加えて、台湾の仁宝 (Compal) ¹¹も共同被告とされた。この事件は江蘇省蘇州市中級人民法院が受理し、まだ正式な審理は行われていない。

Kindle リーダーの最大の売りは紙のような読書体験であり、その核となるのが「e インク」(電子ペーパー/電子インクスクリーン) で、これは HUAWEI が開発に注力している技術分野である。国家知的財産権局のデータベースによると、2017 年と 2018 年に、ファーウェイは「e インク」のスクリーン又は電子ペーパーに関連する複数の特許を取得し、こ

⁸ Stellantis (ステランティス) は、フランスの自動車メーカーである PSA とイタリアの自動車メーカーであるフィアット・クライスラー・オートモービルズの折半出資で設立された自動車メーカーである。ステランティスはオランダで登記されており、ミラノ、ニューヨーク、パリの各証券取引所に上場している。アルファロメオ、クライスラー、シトロエン、フィアット、ジープ、ランチア、マセラティ、オペル、プジョー等の自動車を製造している。

⁹ <http://www.fosspatents.com/2022/10/huawei-enforcing-wifi-also-including.html>

¹⁰ <https://new.qq.com/rain/a/20221109A09NT100>

¹¹ 台湾の仁宝 (Compal) は、1984 年に設立され、ノートパソコンと液晶ディスプレイの世界的な大手メーカーである。現在、仁宝と Amazon は、Kindle の製造に関して協力関係にある。

れらは現在も有効である¹²。

(3) Verizon との紛争

米国第1位の通信事業者である Verizon は、米政府の差止命令により、HUAWEI との協力関係を解除し、特許ライセンス料を支払わなくなった。そこで、HUAWEI は、2020年2月6日、Verizon を被告として、光伝送ネットワーク技術の特許を無許諾で使用したと主張して、テキサス州東部・西部地区連邦地方裁判所に提訴した。損害賠償請求額は10億米ドルであった¹³。

2021年7月12日のロイター通信の報道によると、Verizon は賠償金の支払いに同意し、HUAWEI と Verizon の和解が成立した。

(4) Conversant との紛争

近年、中国企業と外国企業との国際的な標準必須特許関連の紛争事件では、複数国の裁判所に同時に訴訟が係属することが多い。例えば、①中国企業（標準必須特許を FRAND 条件で実施することを希望する企業）が外国企業（特許権者）を被告として中国の裁判所に対し、非侵害確認訴訟及び適正なライセンス料の確定を求める訴訟を提起したが、②その後、当該外国企業が当該中国企業を被告として外国の裁判所に対し特許権侵害訴訟を提起し、その結果、一つの紛争事件の訴訟が複数国の裁判所に同時に並存して係属するという事態が生じている。このような事態は、「並行訴訟」又は「国際訴訟競合」等と呼ばれるが、その一つの解決手段として、「禁訴令」¹⁴（当事者が他国で提訴等を行うことを禁止する命令）がある。

実際、HUAWEI 対 Conversant 事件では、中国の法院とドイツの裁判所で、実質的に同じ紛争事案につき、それぞれ特許関連訴訟が係属したため、中国の最高人民法院により「禁訴令」が発令された。即ち、2020年8月28日、最高人民法院は、①Conversant は、最高人民法院が上訴事件につき終審判決を下す前に、2020年8月27日にドイツのデュッセルドルフ地方裁判所の下した差止の一審判決につき執行を申し立ててはならない、②本裁定に違反した場合、違反した日から1日あたり100万人民元の過料（法定の上限額）に処し、日数で積算する、との裁定を下した¹⁵。この裁定は、中国における「禁訴令」のリーディングケースとなっている。最高人民法院の当該裁定の理由の要旨は、以下のとおりである。

¹² https://view.inews.qq.com/a/20221108A00Q4B00?refer=wx_hot&ft=0

¹³

<https://portal.unifiedpatents.com/litigation/Texas%20Eastern%20District%20Court/case/2:20-cv-00030>

¹⁴ 「禁訴令」は、英語では、「Anti-Suit Injunction」という。一国の裁判所が下した「Anti-Suit Injunction」への対抗手段として、「Anti-Suit Injunction」を受けた当事者が、さらに他国の裁判所でそれを差し止めるために、「Anti-Anti-Suit Injunction」を求めることがある。

¹⁵ (2019) 最高法知民終 732、733、734 号の 1

(ア) 外国裁判所による判決の執行申立を禁止する行為保全措置の申立については、(a) 被申立人が外国裁判所による判決の執行を申し立てることの中国における訴訟に与える影響、(b) 行為保全措置を採ることが確かに必要であるか否か、(c) 行為保全措置を採らないことにより申立人が被る損害が、行為保全措置を採ることにより被申立人が被る損害を超えるか否か、(d) 行為保全措置を採ることは公共の利益を害するか否か、及び(e) 行為保全措置を採ることが国際礼讓の原則に合致するか否か、という5つの点を考慮して総合的に判断する。

(イ) 本件では、デュッセルドルフ地方裁判所の下した差止の一審判決につき **Conversant** による執行申立を認めると、華為（ファーウェイ）は、ドイツ市場からの撤退、又は高額の許諾料を受け入れるしかなく、華為（ファーウェイ）の事後的な救済は不可能となる。

(ウ) 本件では、中国での提訴の受理の方がドイツよりも早かった等の事情もある。

3 HUAWEI の特許戦略

近年、HUAWEI は米国の特許訴訟で何度も不利益を被っているが、特許訴訟に応訴する一方で、複数の特許訴訟を主導的に提起する等、積極的な特許戦略を採っている。HUAWEI の国際的特許訴訟に対する戦略的方向性は、「受動から能動へ」、「防御から攻撃へ」という流れが顕著になってきている。HUAWEI の主要特許は通信分野のものが中心であるところ、5G 技術が各産業分野に普及するに伴い、HUAWEI の特許に関係するメーカーは、通信産業分野に限らず、自動車、電子商取引、モバイル端末等、あらゆる分野に及ぶようになってきている。そのため、HUAWEI は、通信分野における特許を中心に、グローバルな特許システムを構築している。海外企業は、その事業活動において、HUAWEI の特許技術を利用する可能性がある場合、HUAWEI による権利行使に注意しなければならない。

また、HUAWEI は、米国の輸出入規制の対象となり、携帯電話事業は大きな困難に直面している。しかし、他方で、2021年7月7日、HUAWEI は、その有する4G標準必須特許を、フォルクスワーゲン・グループのサプライヤーにライセンスする契約を締結したと発表した¹⁶。本契約には、フォルクスワーゲンの自動車に無線接続できるHUAWEI の4G標準規格基本特許（SEP）のライセンスが含まれている。また、本契約は、HUAWEI が過去に手がけた自動車関連事業の中で最大規模のライセンス契約になるとのことである。今後も、HUAWEI は、電気自動車やコネクティッド・カーに関する技術分野に注力することが見込まれている。このように、HUAWEI は、自社での製品・部品の製造だけでなく、特許ライセンス契約によるロイヤリティ収入を増やす努力を行っている。

V OPPO の特許訴訟の最近の動向と戦略

¹⁶ <https://www.huawei.com/jp/news/jp/2021/hwjp20210708w>

1 OPPO の概要

OPPO（中国語では「広東欧珀移動通信有限公司」、英語では「Guangdong OPPO Mobile Telecommunications Corp., Ltd.」）は、2004年に広東省東莞市に設立された大手通信機器メーカーである。OPPOは、Apple等とは異なり、スマートフォンを自社生産している。今や世界の携帯電話シェア10%を誇るまでに成長した。

現在、OPPOは、世界中の40以上の国・地域に特許を出願しており、2022年における特許出願は77,000件を超え、ライセンス数は3,800件を超えている。世界知的所有権機関(WIPO)が発表したデータによると、OPPOは、2019年から2022年まで3年連続でPCT出願のトップ10にランクインしている。それだけでなく、2021年には、OPPOは中国で付与された発明特許の数で世界第3位、欧州で付与された特許の数が世界第49位となっている。

OPPOは、5G標準技術、充電技術、イメージング、AI、IoT等の重要な分野で特許システムを構築している。

2 OPPO の最近の特許訴訟

(1) シャープとの特許紛争

2020年1月30日から、日本のシャープ株式会社はOPPOに対して特許訴訟を開始した。シャープは、その後の数か月の間に、ドイツ及び台湾でも特許訴訟を提起した。

これに対し、OPPOは、2020年4月以降、シャープの特許に対して無効請求を行った。ドイツでの訴訟の関連では、シャープの特許のうち3件が無効とされ、中国での訴訟の関連では、10件以上の特許が無効とされた。日本での訴訟の関連でも、シャープの多くの特許が無効とされた。このようにして、両当事者間の1年9か月にわたる特許紛争の間、OPPOの無効請求手続きによって、シャープの訴訟に係る数多くの特許が無効とされた。

(ア) 日本

2020年1月30日、シャープは、OPPO ジャパンに対し、スマートフォンの通信技術に関する同社の無線LANのOFDM変調方式に関するWi-Fi技術関連特許を侵害していると主張して、東京地方裁判所に特許権侵害差止請求訴訟を提起するとともに特許権侵害差止仮処分の申立てをした¹⁷。

→結果：特許権侵害にあたらぬ。シャープ敗訴。

2020年2月末、OPPOは、急速充電の特許に基づき、東京でシャープに対して反訴を提起した。充電技術はOPPOの非常に重要な技術分野であり、急速充電の特許分野には3,000

¹⁷ <https://corporate.jp.sharp/news/200130-a.html>

ほどの特許が蓄積されている。

2020年3月9日、シャープは、OPPO及びOPPOジャパンに対し、第4世代通信のLTE、LTE-Advanced等の無線アクセスにおける複数のLTE関連特許を侵害していると主張して、東京地方裁判所に特許権侵害に基づく損害賠償請求訴訟を提起した¹⁸。

→結果：シャープは訴訟を取下げ。

(イ) ドイツ

2020年3月6日、シャープは、OPPOに対し、ドイツのミュンヘン第一地方裁判所及びマンハイム地方裁判所に、LTE技術に関連する標準必須特許5件の侵害に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。

→結果：そのうち3件は、ドイツの裁判所により無効と判断され、残りの2件については、シャープが訴訟を取下げ。

(ウ) 中国

2020年2月末、OPPOは、シャープに対し、シャープがフラッシュ充電技術関連特許に関しFRAND義務に違反したと主張して、東京地方裁判所及び深圳市中級人民法院に訴訟を提起した。

シャープは、答弁期間内に、管轄異議を申し立てた。

2020年10月16日、深圳市中級人民法院は、シャープによる管轄異議申立について却下の裁定を下した。同裁定¹⁹は、中国の法院が標準必須特許(SEP)のグローバルライセンス(中国だけでなく世界各国・地域を対象とするライセンス)条件に関する紛争事件について管轄権を有することを明確に肯定した。

また、2021年8月19日、最高人民法院は、シャープによる管轄異議に関する上訴を却下し、原審裁定を維持した²⁰。最高人民法院の裁定の主な理由は、以下のとおりである。

①標準必須特許ライセンス紛争の管轄権を認める関連性

標準必須特許ライセンス紛争の管轄権を認める関連性の判断について、最高人民法院は、標準必須特許ライセンス紛争の特徴を総合的に考慮し、「適切な関連性」があるかどうかという判断基準を用いた。これによると、法院は、特許権の付与地、特許実施地、特許ライセンス契約が締結され又は交渉が行われた地、特許ライセンス契約の履行地、差押又は執行可能な財産が所在する地等が中国の領域内にあるか否かを考慮することができる。上述の地点の一つでも中国の領域内にある場合は、当該事件は中国との「適切な関連性」があるものと認められ、中国の法院が当該事件の管轄権を有することになる。

¹⁸ <https://japan.cnet.com/article/35150520/>

¹⁹ (2020)粵03民初689号

²⁰ (2020)最高法知民轄終517号

②標準必須特許グローバルライセンス条件を裁定する中国の法院の管轄権

中国の法院が標準必須特許グローバルライセンス条件を裁定することが適切か否かについて、最高人民法院は、「当事者間のグローバルライセンスに到達しようとする意思がある」という事実関係、「より密接な関連性」の原則、及び「法院の利便性」を根拠として管轄権を判断するという基準を明確に示した。また、最高人民法院は、当事者間の管轄合意は、特定の法院が標準必須特許グローバルライセンス条件の管轄を行うための必要条件ではないことを明らかにした。即ち、当事者にグローバルライセンスを締結する意思があり、当該事件が中国の法院とより密接な関連性がある場合には、中国の法院が当該標準必須特許グローバルライセンス条件を決定することが適切であると判示した。

また、OPPO は、中国の国家知的財産権局特許復審委員会に、シャープの特許権の無効審判を申し立てた。2020 年末までに、特許復審委員会の決定により、シャープの特許権のうち、12 件は全部無効、2 件は部分無効となった。

(エ) 台湾

2020 年 4 月 1 日、シャープは、OPPO のスマートフォンを台湾で販売する販売代理店 1 社に対し、LTE 関連特許 1 件を侵害していると主張して、台湾知的財産法院に特許権侵害に基づく損害賠償請求訴訟を提起した²¹。

2021 年 7 月 27 日、台湾知的財産法院は、台湾で販売されている OPPO のスマートフォンがシャープの特許権を侵害している事実は無いとの理由により、シャープの請求を全て棄却する判決を下した（109 民特訴訟第 52 号）²²。同判決は、シャープが主張した請求項に係る発明はいずれも進歩性が無く、シャープの請求は認められないと判示した（OPPO のスマートフォンがシャープの特許権の技術的範囲に属するか否かは検討されなかった）²³。

(オ) 和解契約の締結により紛争が決着²⁴

2021 年 10 月 8 日、OPPO とシャープは通信技術の特許を含み、それぞれの端末製品の販売をカバーする、グローバルな特許クロスライセンス契約を締結した。当該クロスライセンス契約締結により、両社間の世界各地での訴訟も取り下げられた。

和解後、OPPO とシャープの間で、標準必須特許（SEP）に関する紛争は生じていない²⁵。

²¹ <https://corporate.jp.sharp/news/200407-a.html?print=printcss>

²² <https://www.oppo.com/jp/newsroom/stories/oppo-lawsuit-won/>

²³ <http://www.wisdomlaw.com.tw/m/405-1596-103961.c18574.php?Lang=zh-cn>

²⁴ <https://corporate.jp.sharp/news/211008-a.html>

<https://www.oppo.com/cn/patent/news/press/470/>

²⁵ なお、OPPO の最近の動きとしては、NOKIA との間で 5 G 技術に関する特許侵害紛争が生じている。

(2) Nokia との特許紛争

2018年7月1日から2021年6月30日まで、OPPOはNokiaから特許ライセンス許諾を受けていた。新たな特許ライセンス契約を締結するため、Nokiaは、OPPO及びその子会社OnePlusに対し、標準必須特許及び非標準必須特許の侵害を理由として、2021年7月1日、英国のイングランド&ウェールズ高等裁判所に提訴した²⁶。

これに対し、OPPOは重慶第一中級人民法院に提訴し、Nokiaの標準必須特許のFRANDライセンス料の算定を請求した(渝01民初1232号)。英国において、OPPOは、中国の法院の判決が出るまで訴訟手続を停止するよう申請したが、英国のイングランド&ウェールズ高等裁判所は、2021年11月に申請を却下した。

それ以外にも、Nokiaは、インド、フランス、ドイツ、英国等9カ国・地域で、OPPOを被告として特許訴訟を提起し、それぞれの訴訟で差止命令を申請した。2022年6月、OPPOとNokiaの特許紛争で、ドイツのマンハイム地方裁判所は、OPPOがNokiaの2つの関連特許を侵害しているとの判決を下し、OPPOが控訴したが最終的に控訴棄却となった。また、2022年8月には、ドイツのミュンヘン地方裁判所も、OPPOがNokiaの2件の特許を侵害しているとの判決を下し、OPPOとOnePlusの携帯電話の販売を禁止した。

このように、世界各国でNokiaがOPPOに対して一連の「特許戦争」を起こしたが、OPPOが完全に受動的であったわけではない。マンハイム地方裁判所では、OPPOが特許権を侵害していないと認定されたため、Nokiaは、OPPOに対する特許訴訟を取り下げることを余儀なくされた。また、2022年7月、インドネシアの裁判所は、NokiaがOPPOに対して提起した4件の特許訴訟をすべて棄却した。インドネシアはOPPOの最も重要な海外市場の1つであるので、この勝訴は、OPPOがインドネシア及び東南アジア市場全体の優位性を高めることに役立つだけでなく、OPPOのNokiaに対する継続的な反撃にも大きな意味がある。

2022年9月7日、中国の最高人民法院は、重慶市第一中級人民法院²⁷が、標準必須特許グローバルライセンス紛争事件の管轄権を有することを認める裁定を下した²⁸。Nokia対OPPO事件において最高人民法院が判示した内容は、2021年8月19日に同法院がシャープ対OPPO事件において下した裁定²⁹の内容とほぼ同様である。

2022年9月7日、中国の最高人民法院知的財産権庭は、OPPO対Nokiaの標準必須特許ライセンス料をめぐる紛争の管轄権の有無について決定を下し、重慶市第一中級人民法院が第一審の管轄権を有する旨の裁定を下した。最高人民法院の裁定を受け、重慶市第一中級人民法院において、審理が再開されている。近い将来、重慶市第一中級人民法院、そして最高人民法院が、標準必須特許グローバルライセンスのロイヤルティ等について具体的な

²⁶ <https://www.law360.com/articles/1548071/nokia-wins-patent-suit-over-oppo-s-smartphones>

²⁷ 原審の事件番号は、「(2021)渝01民初1232号」。

²⁸ https://www.sohu.com/a/586063607_121123759

²⁹ (2020)最高法知民轄終517号

判決を下す可能性が高い。今後の本件の動向が注目される。

さらに、欧州では、OPPO が訴訟に関連する複数の Nokia 特許の無効審判を請求した。また、OPPO は、5 件の特許に基づき、Nokia に対し、マンハイム、ミュンヘン、ハンブルグの裁判所に、特許侵害訴訟を提起した。Nokia による提訴と比較すると、OPPO の反撃は比較的穏やかだが、OPPO の消極的ではない態度が反映されている³⁰。

(3) 他の外国企業との特許紛争

InterDigital は、2021 年 12 月 20 日に英国、インド、12 月 22 日にドイツで、OPPO、その子会社である OnePlus、Realme を被告として、特許侵害訴訟を提訴し、差止を求めた。関連する特許は、3G、4G、5G、および HEVC 規格関連の特許が含まれた。OPPO は、広州知的財産権法院に、InterDigital を被告として訴訟を提起し、FRAND ライセンス料の算定について判決を下すよう請求した。

また、ドイツでは、特許不実施主体 (Non Practicing Entity, NPE) であるドイツ企業 VoiceAge と OPPO の間の特許紛争において、VoiceAge の有する標準必須特許が、OPPO の申請により無効であると認定された。これ以外にも、VoiceAge と OPPO の特許訴訟が進行中である³¹。

3 OPPO の特許戦略

OPPO は、特許の無効審判請求、反訴、その他の手段を通じて、相手方に対抗する手段を採用している。そして、徹底的に相手方と争った後は、特許クロスライセンス契約締結に持ち込み、和解で解決するというパターンとなっている。2020 年以来、OPPO は Fractus、Siemens、Sisvel、シャープその他の海外の特許権者との特許訴訟に勝訴している。

OPPO の特許戦略は、シャープに対しては功を奏したが、Nokia に対しては一部で成功したものの全体的には予断を許さない状況にある。即ち、携帯電話事業から撤退した Nokia は、保有していた特許の一部を特許不実施主体 (NPE) に譲渡するとともに、世界中で特許訴訟を提起することにより、高い 5G ライセンス料を獲得するという戦略を採っている。これに対し、OPPO は、インテル及びエリクソンから米国、欧州、中国、インド等の国・地域を対象とする特許権を取得しつつ、Nokia を中国等において特許侵害で逆提訴し、5G 特許の反撃戦を展開している。

OPPO は強力な知財ライセンス交渉部隊を有し、海外の権利者からの要求に容易には屈せず、特許訴訟で戦うことを厭わず、実際、外国企業との多くの国際的な特許訴訟で勝利してきている。OPPO の国際的な標準必須特許訴訟への対応方法は、「徹底的に相手方の特許

³⁰ <https://baijiahao.baidu.com/s?id=1750177447955141609&wfr=spider&for=pc>
<https://view.inews.qq.com/a/20221114A000BV00>

³¹ <https://baijiahao.baidu.com/s?id=1740677696519812141&wfr=spider&for=pc>
<https://new.qq.com/rain/a/20220114a02vp900>

を調べ、検索し、無効化する」というものである。さらに、相手方への反訴や、グローバルレート確定請求訴訟を提起する等、反撃を行うことも躊躇しない。以上のような OPPO の方針・戦略は、非常に興味深く、参考になる点も少なくないと思われる。

VI おわりに

以上のとおり、HUAWEI や OPPO を始めとする中国企業は、世界各国の特許訴訟で、徹底的に戦っている。相手方は、通信業界で世界的に著名な大企業や、自社では製造設備を持たず特許権行使により利益を上げることが目的とするパテント・トロール等、手強い企業ばかりである。

中国企業が外国企業に対抗するための特許権を有しなければ、いくら弁護士費用をつぎ込んだとしても、特許訴訟において不利な戦いを強いられるであろう。HUAWEI や OPPO を始めとする中国企業が、外国企業と対等に戦えているという事実は、これら中国企業がハイレベルの技術開発力を持ち、価値の高い特許権を取得していることを示している。そして、自社の採り得る最大限の法的手段を講じる必要がある。このようにして初めて、特許クロスライセンス契約締結に持ち込み、和解で解決するという解決が可能となり、次の言葉の意味を噛み締めることができる。

「平和は戦いによって作られる。」

※ 初出：『特許ニュース No.15821』（経済産業調査会、2023年、原題は「中国知財の最新動向 第35回 世界の特許訴訟で戦う中国企業の最近の動向～平和は戦いによって作られる～」）。

※ 免責事項：本稿は、中国の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。